

## 令和6年3月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第5号

#### 松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

##### 1 趣旨

松伏町固定資産評価審査委員会委員増田信夫氏の任期は、令和6年4月19日で満了となるが、再び増田信夫氏を同委員に選任することについて同意を得るもの

##### 2 任期

令和6年4月20日から令和9年4月19日まで

### 議案第6号

#### 松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、介護保険施設に入所している者等に係る医療費助成金の支給について定め、及び医療費助成金の支給の対象としない者を明確化するとともに、規定の整備をするための条例の改正

##### 2 内容

###### (1) 介護保険施設に入所している者等に係る医療費助成金の支給（第3条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、居住地特例の対象に介護保険施設等が追加されたことに伴い、町から援護を受け、町の区域外に設置されている介護保険施設に入所している者等に医療費助成金を支給するものとする。

###### (2) 医療費助成金の支給の対象としない者の明確化（第3条関係）

他の制度により医療費の支給を受けている者は、医療費助成金の支給の対象としないことを明確化する。

###### (3) その他規定の整備

##### 3 施行期日等

###### (1) 施行期日

公布の日

###### (2) 経過措置

2(1)及び(3)は、令和5年4月1日以後に入居し、又は入所した者について適用する。

### 議案第7号

#### 松伏町監査委員に関する条例及び松伏町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

##### 2 内容

###### (1) 松伏町監査委員に関する条例の一部改正（第1条）

###### ア 引用条項に関する規定の整備（第5条関係）

地方自治法の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備

###### イ その他規定の整備

- (2) 松伏町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第2条）  
引用条項に関する規定の整備（第5条関係）  
地方自治法の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備
- 3 施行期日  
令和6年4月1日

### 議案第8号

#### 松伏町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨  
夏季休暇を使用することができる期間を見直すための条例の改正
- 2 内容  
夏季休暇を使用することができる期間の見直し（第14条関係）

現 行	改 正 後
一の年度の7月から9月までの期間内において5日の範囲内の期間	一の年度の6月から10月までの期間内において5日の範囲内の期間

- 3 施行期日  
令和6年4月1日

### 議案第9号

#### 松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨  
令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容  
(1) 令和6年度から令和8年度までの保険料率（第4条関係）
- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 第1段階  | 30,800円（基準額×0.455） |
| 第2段階  | 46,400円（基準額×0.685） |
| 第3段階  | 46,700円（基準額×0.69）  |
| 第4段階  | 61,000円（基準額×0.9）   |
| 第5段階  | 67,800円（基準額）       |
| 第6段階  | 81,300円（基準額×1.2）   |
| 第7段階  | 88,100円（基準額×1.3）   |
| 第8段階  | 101,700円（基準額×1.5）  |
| 第9段階  | 115,200円（基準額×1.7）  |
| 第10段階 | 128,800円（基準額×1.9）  |
| 第11段階 | 142,300円（基準額×2.1）  |
| 第12段階 | 155,900円（基準額×2.3）  |
| 第13段階 | 162,700円（基準額×2.4）  |
| 第14段階 | 169,500円（基準額×2.5）  |
| 第15段階 | 176,200円（基準額×2.6）  |

- (2) その他規定の整備
- 3 施行期日等  
(1) 施行期日  
令和6年4月1日

(2) 経過措置

2は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

**議案第10号**

**松伏町在宅福祉支援サービス手数料条例の一部を改正する条例**

1 趣旨

ふれあいデイサービス事業の廃止に伴い、当該事業に係る手数料の額の定めを廃止するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) ふれあいデイサービス事業に係る手数料の廃止（別表関係）

ふれあいデイサービス事業の廃止に伴い、当該事業に係る手数料の額の定めを廃止する。

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に実施したふれあいデイサービス事業に係る手数料の額については、なお従前の例による。

**議案第11号**

**松伏町手数料条例の一部を改正する条例**

1 趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 引用条項に関する規定の整備（別表関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、条例中引用している同法の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されたことに伴う規定の整備

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2（2）は、公布の日

**議案第12号**

**松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

1 趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、介護サービス事業者の重要事項の掲示を見直し、及び身体的拘束等の適性化の推進の義務付け等について定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例（以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の一部改正（第1条）

ア 管理者の兼務範囲の明確化（第7条、第48条、第59条の4、第59条の24、第62条、第66条、第111条、第121条、第131条及び第166条関係）

管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内の他の事業所等に限らないことを明確化する。

イ 協力医療機関等との連携（第125条、第147条及び第172条関係）

指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、利用者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないこととする。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設は、これを義務付けることとし、3年の経過措置期間を設けることとする。

ウ 緊急時等における対応方法の見直し（第165条の2関係）

指定地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、医師及び協力医療機関の協力を得て定めること及び1年に1回以上、当該対応方法の見直しを行うことを義務付ける。

エ ユニット型施設の管理等に係る研修（第187条関係）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととする。

オ その他規定の整備

(2) 松伏町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）の一部改正（第2条）

ア 管理者の兼務範囲の明確化（第6条、第10条、第72条及び第79条関係）

管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内の他の事業所等に限らないことを明確化する。

イ 協力医療機関等との連携（第83条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないこととする。

ウ その他規定の整備

(3) 松伏町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）の一部改正（第3条）

ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置（第4条及び第5条関係）

(ア) 指定に係る事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないものとする。

(イ) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないものとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

イ 介護予防サービス計画の実施状況の把握（第32条関係）

指定介護予防支援事業所の担当職員は、利用者の同意を得ていること等の要件を満たした場合において、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問して面接する

ときは、当該利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して面接することを可能とする。

ウ その他規定の整備

(4) 松伏町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）の一部改正（第4条）

ア 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直し（第4条関係）

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準を見直す。

イ 管理者の兼務範囲の明確化（第5条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の他の事業所に限らないことを明確化する。

ウ 居宅サービス計画の実施状況の把握（第15条関係）

介護支援専門員は、利用者の同意を得ていること等の要件を満たした場合において、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、当該利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して面接することを可能とする。

エ その他規定の整備

(5) 全条例共通の改正（(1)から(4)まで共通）

ア 重要事項の掲示の見直し（指定地域密着型サービス基準条例第34条、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第32条、指定介護予防支援等基準条例第23条及び指定居宅介護支援等基準条例第24条関係）

介護サービス事業者に、運営規程の概要等の重要事項について、書面による掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置期間を設けることとする。

イ 身体的拘束等の適性化の推進（指定地域密着型サービス基準条例第24条、第42条、第51条、第58条、第59条の9、第59条の19、第59条の30、第59条の37、第70条及び第79条、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第40条及び第42条、指定介護予防支援等基準条例第30条及び第32条並びに指定居宅介護支援等基準条例第15条及び第31条関係）

介護サービス事業者に、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

ウ 電磁的方法による重要事項の提供に係る記録媒体の見直し（指定地域密着型サービス基準条例第9条、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第11条、指定介護予防支援等基準条例第6条及び指定居宅介護支援等基準条例第6条関係）

電磁的方法による重要事項の提供に係る記録媒体は、その種類を特定しないこととする。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2(5)ウは、公布の日

## 議案第13号

### 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の

運営に関する基準の一部改正に伴い、重要事項の掲示及び電磁的記録により作成されている書面等の提供に係る記録媒体を見直すとともに、規定の整備をするための条例の改正

## 2 内容

### (1) 重要事項の掲示の見直し（第23条関係）

特定教育・保育施設に、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項は、特定教育・保育施設の見やすい場所への掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（インターネット）により公衆の閲覧に供することを義務付ける。

### (2) 電磁的記録により作成されている書面等の提供に係る記録媒体の見直し（第53条関係）

電磁的記録により作成されている書面等の提供に係る記録媒体は、その種類を特定しないこととする。

### (3) その他規定の整備

## 3 施行期日等

公布の日。ただし、2（1）は、令和6年4月1日

## 議案第14号

### 町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2-329	松伏町大字松伏字新田 2024番地先	松伏町大字松伏字新田 2027番地先	

## 議案第15号

### 町道の路線認定について

#### 認定内容

#### 2-329号線

松伏町大字松伏字新田2028番4地先（起点）から  
大字松伏字新田2024番2地先（終点）まで

#### 2-780号線

松伏町大字松伏字新田2022番9地先（起点）から  
大字松伏字新田2022番6地先（終点）まで

#### 1061号線

松伏町大字築比地字野銭46番60地先（起点）から  
大字築比地字野銭46番33地先（終点）まで

## 議案第16号

### 令和5年度松伏町一般会計補正予算（第9号）

1 補正前予算額	10,159,176千円
2 補正予算額	52,795千円
3 合 計	10,211,971千円

## 議案第17号

### 令和5年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

1 補正前予算額	3,372,302千円
----------	-------------

2	補正予算額	0千円
3	合計	3,372,302千円

### 議案第18号

#### 令和5年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

1	補正前予算額	486,980千円
2	補正予算額	△2,797千円
3	合計	484,183千円

### 議案第19号

#### 令和6年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	9,172,000千円
2	前年度予算額	8,788,000千円
3	比較	384,000千円

### 議案第20号

#### 令和6年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	3,162,365千円
2	前年度予算額	3,289,945千円
3	比較	△127,580千円

### 議案第21号

#### 令和6年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	2,401,166千円
2	前年度予算額	2,250,269千円
3	比較	150,897千円

### 議案第22号

#### 令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	475,249千円
2	前年度予算額	479,998千円
3	比較	△4,749千円

### 議案第23号

#### 令和6年度松伏町下水道事業会計予算

1	本年度予算額	
	(1) 収益の収入	520,902千円
	(2) 収益の支出	519,223千円
	(3) 資本の収入	150,817千円
	(4) 資本の支出	349,443千円
2	前年度予算額	
	(1) 収益の収入	506,649千円
	(2) 収益の支出	506,649千円
	(3) 資本の収入	170,863千円
	(4) 資本の支出	359,421千円

### 3 比 較

(1) 收益的收入	14,253千円
(2) 收益の支出	12,574千円
(3) 資本の収入	△20,046千円
(4) 資本の支出	△9,978千円